

次世代育成支援対策法・女性の職場生活における活躍の推進に関する法律に基づく
社会福祉法人神愛会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1＝子育て離職を防止し働きながら子育てができる環境を整え、職員に対する制度の周知と情報提供を行う。

対策 ・令和3年6月～

子育てと仕事を両立させる為「日勤帯専門嘱託介護職員」の枠を新たに設定。正職からの契約変更も受付ける。

子育ての時期が過ぎた「日勤帯専門嘱託介護職員」の正職員再登用を制度化する。

(目標 期間中希望があれば1名以上登用)

目標2＝家庭と仕事の両立を支援する為、残業を少なくする

対策 ・令和3年6月から随時

業務時間外に行っていた会議をできる限り業務時間内に行う

IT等を利用する事で業務の効率を向上させる

集合研修の一部をネット等の活用で行い、勤務中にできる研修等も検討していく。

(目標 R1年法人1月315時間を300時間以下に)

目標3＝年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。

対策 ・令和3年6月～

個別だけでなく各現場責任者を通す形で規定年休取得状況を定期的に報告し各現場毎に年休取得を促進する。

(R1～2年 法人1人平均9.3日消化を10日消化に)

目標4＝インターンシップ、トライアル雇用等の職業訓練を支援する。

対策 ・令和3年6月から随時

中学・高校生徒、専門学校・大学学生、若年生活保護受給者の自立支援プログラム等への職業訓練を実施する。

新型コロナウイルスが落ち着き次第、介護員養成研修を再開。学校・障害者施設への講師の派遣、研修受入れ等を行う。